

20/3/10 名古屋市議会経済水道委員会(名古屋城部分)

(名古屋市民オンブズマンによる、半自動文字起こしアプリによる文字起こし)

委員長 鈴木孝之(減税・天白区):ただいまから経済水道委員会を再開いたします。

この場合ご報告いたします。市政報道クラブ所属の報道機関より頭撮りの申し出がありました。これをお許しいたします。

議事の都合などもございますので、撮影関係者におかれましては速やかに対するもしくは諸税の査定も場所へ移動していただきますようご協力お願いいたします。

次に、観光文化交流局関係であります。

この場合、当局より発言を求めておられますしいたしますまずは観光文化交流局長。

松雄観光交流局長:今回観光文化局におきましてご審議をお願いいたします令和2年度当初予算および関連議案は、第1号議案、令和2年度名古屋市一般会計予算のうち、観光文化交流部関係の一件と、第7号議案、令和2年度、名古屋市名古屋城天守閣特別会計予算の一件の合わせて2件でございます。

令和2年度予算編成に当たりましては、少子高齢化や人口減少といった社会の潮流に対し、戦略的投資的な都市魅力の向上、発信を進め文化歴史資源を活用した名古屋の魅力作りに取り組むことといたしました。

また、多様な交流のさらなる促進を図ることで世界中の人々を魅了する名古屋を作り上げるとともに名古屋の成長をけん引し、世界に開かれた国際都市として名古屋を目指してまいります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

あわせまして御審議をお願いいたします前に、名古屋城展示収蔵施設、仮称代行工事における特別史跡の毀損につきましてご報告させていただきます。

去る3月2日に名古屋城重要文化財等を展示収蔵施設の外構工事を実施していた際、六番御蔵の東側の縁にあたる位置にあった石列を毀損いたしました。

特別史跡は貴重な国民の財産であり、その遺構の一部を毀損したことは、国民の皆様の信頼を裏切る行為であり、決して許されることではございません。

この場をお借りして深くお詫び申し上げます。

今後早急に毀損が生じた経緯を牽引の究明を行うとともに、今回既存の重大さに鑑み、徹底した再発防止策を構築し、石列の詳細な調査および修復方法につきまして有識者および文化庁の指導助言をいただきながら検討実施してまいります。

また二度とこのようなことが起きないように、文化財保護の趣旨の徹底を図り、文化財が国民の財産であることを深く自覚し、組織を挙げ、信頼の回復に全力で取り組む所存でございます。誠に申し訳ありませんでした。

詳細につきましては総務課長からご説明申し上げますのでよろしくお願い申し上げます。

委員長 鈴木孝之(減税・天白区):伊藤総務課長、座ってどうぞ。

総務課長:恐縮でございます。はい。名古屋城展示収蔵施設(仮称)外構工事における特別史跡の毀損につきましてご説明させていただきます。恐れ入りますがお手元にお配りいたしました説明資料をご覧賜りたいと存じます。

1 ページをご覧ください。

1 発生日時、2 発生場所および 3 状況でございます。令和 2 年 3 月 2 日の午後 1 時 30 分から午後 2 時 30 分ごろ、名古屋城西の丸におきまして、重要文化財名古屋城日本丸障壁画等を収蔵展示するための名古屋城重要文化財等展示収蔵施設の外構工事といたしまして、六番御蔵の地表面のための基礎工事を行っておりましたが、掘削の深さが遺構面に達しないと判断いたしましたため、学芸員の立ち会いを要さないものとし、掘削を行っておりました。その際、六番御蔵の東側の縁にあたる位置にありました石列を毀損してしまったものでございます。石列の中には柱を立てる束石と思われる石が一定間隔で並んでおりますことから、六番御蔵の基礎等に関連した石列である可能性が高く、重大な毀損事案であると認識しております。

2 ページをご覧ください。4 経緯でございます。

3 月 2 日の毀損発生後、3 月 9 日に文化庁に状況説明に伺うまでの経緯をまとめさせていただきました。ご覧賜りたいと存じます。2 ページの下段をご覧ください。5 当面の対応でございます。当面の対応といたしましては文化庁に対し毀損届を提出いたします。

また、局内の行政管理委員会のもとに名古屋城展示収蔵施設(仮称)外構工事、地下遺構毀損事故調査委員会を設置し、毀損が生じた経緯および原因の究明を行い、再発防止策を取りまとめまいります。

さらに、現況を精査し、遺構の毀損状況の正確な記録を作成するとともに、今回の毀損の重大さに鑑み徹底した再発防止策を構築し、石列の詳細な調査および修復方法につきまして有識者および文化庁の指導助言をいただきながら検討してまいりたいと考えております。

3 ページをご覧ください。6 状況写真といたしまして、残った石列の状況や毀損の状況等、現場の写真を掲げさせていただいております。ご覧賜りたいと存じます。

3 ページ下段をご覧ください。7 名古屋重要文化財等展示収蔵施設の概要についてでございます。名古屋城重要文化財等、収蔵施設の面積を開設予定時期などが概要を掲げさせていただきました。以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願い申し上げます。

委員長 鈴木孝之(減税・天白区):それでは、観光文化交流局関係の第 1 号議案関係分および第 7 号議案の 2 件を一括議題に起用し、ご質疑をお許しいたします。

浅井正仁(自民・中川区):それでは先ほどの局長さんからも今回の遺構のことでご説明があったんでこの遺構は来年度の名古屋城の公費とどう関わってくるかという観点からも少し質

聞させていただきたいと思いますがそもそも、先ほどいただいた資料でいくと3月の2日にこの事故が起きておるんですけども、文化庁へ3月の5日行かれていますよね。

3月5日に文化庁行かれたときの文化庁の方はどなたが見えましたかそして名古屋市からは誰が行かれたのか。

堀田室長：はい失礼いたしました。

文化庁の方は文化財第二課長さんをはじめ課長補佐の方、主任、文化財調査官の方2名に対応いただきました。

名古屋市からは名古屋城総合事務所の所長をはじめ私保存整備室長と調査研究センター副所長から教育委員会文化財保護室長から主査
名古屋市から5名が出向しているというところでございます。

浅井正仁(自民・中川区)：文化庁の二課長さんが来るということは、相当なこれことだと思わんですけれども、そういう認識でよろしいでしょうか。

堀田室長：本当に大変大きな問題であるというご指摘をいただいております。私どもとしての大変重要な重大な問題を起こしてしまったというような認識をしておるところでございます。

浅井正仁(自民・中川区)：重大なことだと言われるならばこれは文化財保護法違反に係りえるのかどうか。どんな認識でしょうか。

堀田室長：文化財保護法の違反該当するかどうかというお尋ねでございますが、法の適用につきましては私どもが本当にするということがそういう立場にはないというふうに思っております。ところでございますが、文化財保護法の第196条あるいは197条に該当する可能性がある案件ではなかろうかというふうに考えております。

浅井正仁(自民・中川区)：そうですね。多分それぐらい大きな文化財を毀損するということにはね、そういうことだと思わんですけれども、そもそも説明の3番のところでは学芸員の立ち会いとありますけれども、この学芸員の立ち会ってというのはセンターの学芸員なのか、それとも教育委員会の文化財保護室の学芸員なのか。どっちだということを現状許可に書かれていたのかを教えてください。

村木副所長：文化庁からいただきました現状変更の許可の条件といたしましては、施行に際しては、名古屋市文化財担当部局(埋蔵文化財担当)立ち会いを求めることと条件されておりますので、名古屋市で申しますとこちら側の教育委員会の担当ということになろうかと思っております。

浅井正仁(自民・中川区): そうすると、文化財保護室の方がいなくて工事をしたと。で、それを指示したのは観光文化交流局ということでしょうか。

村木副所長: 今回の立ち会いなんですけれども、今回の工事を含め名古屋城の案件につきましては掘削が遺構に影響を与えないかどうかを確認するような場面、あるいは記録作業が必要な場面におきまして、日々の作業を毎日毎日行っておる立ち会い調査といったところは名古屋城の学芸員が名古屋城にも体制がございますので、名古屋城の職員が行って一方で節目節目というところで担当部局の文化財保護室の学芸員が工事が申請通り行われておるからチェックするというそのような体制で行っておりました。

浅井正仁(自民・中川区): それを文化庁はそのことを知ってんですか。

村木副所長: このことについて文化庁さん、存じ上げてご存知かどうかという点で私どもが把握できておりませんが私どもといたしましてはそういう割り当てというか担当でやっておりまして、そういった趣旨でご報告したところでございます。

浅井正仁(自民・中川区): ちょっとね。文化庁はこの現状許可のときに教育委員会の文化財保護室の学芸員をつけろと言った。そして観光文化交流局はセンターの学芸員を配置し、尚且つ文化財保護室の学芸員は節目節目に来れば良いという勝手に判断したということじゃないんですか。

村木副所長: 私どもといたしましてはそういった認識で進めておったところでございます。

浅井正仁(自民・中川区): 私どもの認識はいいんですけど、文化庁の認識はどうなんですか。

村木副所長: この点につきましては今正式に文化庁の見解というものを私どもも持っております。

浅井正仁(自民・中川区): じゃあ文化庁さんの見解を次回までに聴いてきていただきたいと思っております。

この文化庁さん行かれたときに、文化庁さんからはどんなことを言われたのか、丁寧に教えてください。

村木副所長: 文化庁から言われた、文化庁から言われたことが、ちょっと長くなりますけれども説明させていただきます。

一つ目といたしまして大きな問題であると名古屋市がこの掘削計画で立ち会いがいらないという判断をしたというのは遺構保存の認識が甘いと言わざるを得ない。

現状変更申請書には重機と人力の併用とあるが学芸員が立ち会っていないと判断できない副申における教育委員会の判断が甘いということになる。

二つ目といたしまして、今後の名古屋市の計画においても、本当にできるのかと思われる。この先どうするかをよく考えて再発防止策を立てること。

三つ目といたしまして毀損の届けを出してもらって判断することになるが徹底して再発防止策が求められる。

四つ目といたしまして、外構工事は当面止めてどう毀損したのか、現地の状況をきちっと把握する。原因の仔細も究明しないといけない。どうしてこうなったのか、事実を分析する。

さらには検証発掘をする。どう調査させるのかを専門家とよく相談し、現場を見てもらって指導を仰ぐ、そのうえで毀損した箇所をどう修復するかについて有識者も交えて検討する。再発防止策体制の問題を検討する具体的な仕組みとして示していただく必要がある。

最後、展示収蔵施設の外構をどうするか、これらの一定の目途が立ってからというようなご指摘をいただいたことでございます。

浅井正仁(自民・中川区): 今後の名古屋市の計画において本当にできるのかと思われるこの先のどうするかをよく考え再発防止策を立てることと言われたんですけども。

今後の名古屋市の計画というのは、木造も含めてという考えでいいんでしょうか。

堀田室長: ご指摘いただいたのは名古屋城に関する全ての工事に関することというふうに理解しております。

浅井正仁(自民・中川区): 木造も含めてということによろしいんですね。

佐治所長: 具体的に文化庁の方から木造天守閣という言葉はありませんでしたが我々の認識としましては、木造天守閣含めたというふうに認識しているところでございます。

浅井正仁(自民・中川区): それ、素晴らしい判断だと思いますよ。

これだけのことをしたんだからね、やっぱり反省に反省して何を今一番やるべきかはここの修復ですよ。修復を一番に考えなきゃいけないんで今、ここの工事は止まっているんですけども、他の城内においても工事があると思うんですけども、そういったところも工事はストップと言うことでいいんですか。

堀田室長: 現在名古屋城で行ってございました工事を一旦中止いたしまして施行状況等の点検を行っているところでございます。

浅井正仁(自民・中川区):もう一つ先ほど文化庁が言われたことで、毀損した箇所をどう修復するかについて有識者を交えて検討すると、要は少しでも近くに直せということだと思っただけ、そもそもこの場所は全体整備計画にかけられていた場所なのかどうかお聞きします。

堀田室長:全体整備会議にかけられていたかどうかという事ございますけれど、埋蔵文化財に関する部会の役割分担が明確になってございませんでしたので、今回の工事につきましては、平成30年の12月の全体整備検討会議に工事概要をご報告したのみでございまして、詳細な議論ということをしていただけていなかったということでございます。

委員長浅井正仁(自民・中川区):現状許可を取るときは、そういう部会に諮るという私の認識だったんですけども、報告だけでもいいんでしょうか。

堀田室長:ご報告したうえで詳細点検につきましては個別に委員の先生のご意見を受けましてそれを反映して現状変更許可を申請をさせていただいたというところでございます。

浅井正仁(自民・中川区):個別の委員というのはどなたのことですか。

堀田室長:個別の委員というのは全体整備検討会議の座長と副座長さんということになります。

浅井正仁(自民・中川区):そのお二人の方に今回の場所は検討していただいたということでよろしいですね。

堀田室長:個別にご相談したところではございますけれど、まさに今回毀損事故が発生したところというところにつきましてはアドバイスをいただくところを私どもも怠っていたところかというところでございます。

浅井正仁(自民・中川区):さっきは個別にいただいた、今は個別にその場所に関してはいただいていないとこれどっちどっちなの。穴蔵収蔵ごめんなさい。新しくできた収蔵庫の場所は立ち会つとるけども、こちらの外構には立ち会っていないということでいいんですね。

村田室長:今回毀損事故が発生いたしましたまさにあのこちらの計画等につきましてはのアドバイスをいただいたということではないということでございます。

浅井正仁(自民・中川区):だからそれを部会というか考古学の先生なのかわかんないですけども諮らずに現状許可を取ったというのは、これは許されることなんですか。

佐治所長:本来私ども有識者会議では五つの部会がございます。部会が所管する事項につきましてはその部会に諮って了承えたうえで現状変更許可を申請するというそういった流れをとっております。

どこの部会にも属さないものにつきましては本来は全体整備検討会議に報告ではなく議題とし諮ってそこで了承をえて文化庁の方に現行変更許可申請をするのが本来の姿でございますのでそういった手続きを怠ったということが今回良くなかった点であると思っているところでございます。

浅井正仁(自民・中川区):最初っからそうやって言ってくださいよ。あたかもなんか調べたみたいな言い方をしてね、事が事なんですよ、ちゃんと答えてくださいよ。

でね、これ修復するにあたってね、ちょっと僕、専門家の方に聞いたらねちょっと読まさせていただきますね。

地中に埋没し詳細な記録などが残っていない遺構を破壊した場合それを破壊以前の状態に復元することは極めて難しい。

仮に名古屋城に残されている古文書などの諸資料から破壊された遺構の現状を読み解きました破壊された遺構に続いている破壊を免れたい遺構を厳密に調査し、それらを参考にして復元案を作成することは不可能に近い。

こうやって聞いてるんですけども、そうすると、これ大変な日にちと労力がかかると思いますがども観光文化交流局もこのような認識でよろしいでしょうか。

村木副所長:今委員おっしゃった通り一度毀損してしまった石列を元の状態に復するというのは極めて困難かというふうに思います。どのようにまずはその現況調査してそれからそれを踏まえて修復するということになろうかと思えますけれども、そういったことにつきましても有識者にお諮りしながら、どういった調査が必要でといった修復方法があり得るのかというのを定めてまいりたいというふうに思っております。

浅井正仁(自民・中川区):来年から搦手もやると名古屋城の方も、この間の代表質問で跳ね出し工法も見直すと。今度の3月1日にもそれを諮っていただけるようにすると二の丸庭園もあるだろうし、から天守の調査もあるだろうし、でこういったものをとりあえずは先ほど言った文化庁さんからも、佐治所長からも全てとりあえずはストップだみたいな話があったんですけども、ここの一端ね、全学芸員さんで、この修復にあたってらどうですか局長。そうしないと文化庁の信頼もないし、石垣部会のあるいは天守閣部会、庭園部会、全ての部会の人々の信頼がこれでませんよ。どうですか。

松雄局長：議員のおっしゃることも正直あのその通りだと思います。私も。それぐらいに重大な、国民の財産を傷つける重大なやっパリことをやったということだというふうに私も認識しております。

ですから、私のもとでいわゆる職員の倫理条例を盾にですね私のもとでそうした委員会を作って再発防止策を徹底的にあるとその際に、もう一度その文化財保護法というのはどういうものなのかと、やっパリどういう形でやっパリきちっとそれに立ち会いながらやるのかということ。今先生は1回全部集めてっていうことはおっしゃいましたけど、まさにそういうような趣旨ですね。もう1回徹底的に再発防止策をなぜこういうことが起こったのかということ私の責任のところでしっかりやらせていただきたいと思います。

浅井正仁（自民・中川区）：その再発防止策というのは、じゃあいつごろできるんですか。

松雄局長：文化庁からも、いわゆるなぜこういうことが起こったかっていうことを原因。それから再発防止策については悠長にやってるなといったようなこともお伺いしておるものですから、私としてはもうとにかく早くやりたいと年度内にもやりたいというふうに思っております。それはあの4月になりますとまた人事が変わりましていろいろやっパリ変わってくるものですからここでやっパリ意識もですね、若干低くなるものですから、相当やっパリあのスピード感を持っているなくちゃいけないというふうに思っております。

ただ議員がおっしゃられましたように、毀損したものをどういうふうに修復していくかにつきましてはこれは逆に慎重にやらずにやらない。あの貴重な文献を集めながらですね、どういうふうにやった方がいいのかということこれはまさに文化庁と石垣部会の皆様のご意見をちょうだいしながら慎重にやってまいりたいと、そういうメリハリをつけて、この問題について対処してまいりたいというふうに思っております。

浅井正仁（自民・中川区）：局長さんが早めに何だ検討、あれか資料を作っていただける。しかしながら石垣遺構についてはゆっくりと丁寧に行うということなんですけども。

ちょっと今の観光文化交流局は特にお城関係はたくさん仕事がありすぎると思います。

学芸員さんたちも大変ですよ。ね今回のことも事故も僕は個人の責任ではなくて、組織の責任だとそんなふうに思ってます。そこをね1回正していただきたいと思います。

で今日はとりあえず資料要求だけしてこれで終わりますが、先ほど言った文化庁さんのコメントをいただきたいと思います。それから昨日も行かれていますと思いますけれどもそのときの資料もいただきたいと思います。

あとできるならば有識者の方のもちろん部会の先生たちにはこのことは報告されていると思いますけれども、されてますよね。されてますね。

佐治所長: 全体整備検討会議、石垣部会の先生あと天守閣部会の先生にメール送って報告しております。

浅井正仁(自民・中川区): そうするとそのときにどんなことを言われたのか、ちょっと教えてください。

佐治所長: 個別の話ではございませんがちょっと読ませてさせていただきます。
まずは、毀損届および文化庁に提出した上で今回の毀損について、基礎整備の手順について照らしあわせてしっかりと究明を行って再発防止のための仕組みと。
再発防止のための仕組みを文化庁のご指導を仰ぎながら策定すべきとそういった話でございました。からもう一つ大きい事柄でいきますと整備検討会議との関係の中でしかるべき部会に諮ってしっかりと議論していただくべき、そういった指摘をいただいたというところでございます。

浅井正仁(自民・中川区): 3月1日の全体整備計画でこの間代表でやった2028年の工程手続きだとか工程について、それは諮るのか諮らないのかどちらでしょうか。

佐治所長: 3月末の全体整備検討会議に工程見直しを諮ると本会議で答弁させていただいたところでございます。

私どもこれまで、文化庁から有識者に相談しながら天守閣木造復元が実現可能となる手順工程積み重ねながら2028年10月の竣工時期に至ったところでございます。

2028年10月これはあくまでも目標でございますがこの時期であれば報道されている、そのような状況でございます。

私どもは手順の工程に重点を置きながら検討を重ねてまいりましたので、新たな工程案、新たな全体図で示すことが重要だというふうに考えているところでございます。

そのため、本会議の代表質問でお答えしましたように3月末を予定しております全体整備検討会議にこの工程をお示ししまして、本市の考え方につきまして確認したいというふうに考えているところでございます。

しかしながら、特別史跡におきまして遺構を毀損する事故が発生してしまったことからまずは原因究明、再発防止策の策定に全力を注ぎましてこの点につきましても、3月の全体整備検討会議にきちんと報告したいというふうに考えているところでございます。

まず新たな工程につきましては、関係する部会に下して有識者の先生方のご議論を得たいと考えておりましたが、全体整備研究会の議論に委ねたいというふうに考えているところでございます。

浅井正仁(自民・中川区):今のところは掛ける予定ということで先ほど文化庁さんの言葉で今後の名古屋市の計画においても本当にできるのかと思われるという言葉の思うところ先どうするのかよく考えろと言われていた中で、果たしてね1ヶ月も経っていない状況の中で、出してもいいのか。本当に出す気ですか。

松雄局長:3月5日のときにあの事故の調査の報告にあの文化庁に参りましたので、当然そのときには、あの厳しい言葉をちょうだいするだろうと私どももそういうふうに思っておりました。ただその中でやっぱり先ほど答弁いたしましたように時間をかけてゆっくりやっとなるようなことではないよと名古屋市さんっていうようなこともおっしゃられたものですから、私としまして、事柄を分けて、やはりあの再発防止それから原因究明についてはできるだけ早く、名古屋市の姿勢を示したいというふうに思っております。

浅井正仁(自民・中川区):委員長、それからうん。

松雄局長:やっぱり自民党の代表の本会議質問をちょうだいして、それを責任もって私もあの答弁をしておる、3月末には出したいというような答弁をさせていただいておりますので、ここを簡単に出せないというわけにはなかなかば私もいけないというふうに思ってますし、また一方で文化庁からも自分たち文化庁からいただいた指摘事項についてはできるだけ速やかに返してくれときちつとというようなことも言われておりますので、その責任の両面を私としては秦野果たしていきたいというふうに思っております。

浅井正仁(自民・中川区):自民党の代表質問、ということでどうしても出さなあかんということは僕はないと思いますよ。だって遺構傷つけちゃったんだから。信頼なんか名古屋市にはないんですよ。そこでね、そちらの6番蔵と木造は関係ないんですよ、うん。本当に今ね、木造進めるべきなのかというのが僕の中にはあるんですよ。勝手だって名古屋市は独自でやるみたいな話も聞いておりますし、それだってこれ多分工事はそちらはできないと思う、うん。本当に全体整備検討会議に本当に上げるべき時期なのか、どうなのか。すごく疑問が残る。それでも名古屋城さんは出すと言われるんですよ。そこで、全体整備検討の中で文化庁さんはこのことに対して、多分何も言わないと思う。うん。名古屋市さん決めてくださいというスタンスだと思う。うん。全体整備検討会議の中でそういう議論を出される、出されて今じゃねだろうと言われたらどうされるんですか。

松雄局長:おっしゃられる通り、私どもが出したいというふうに申し上げたも、全体整備検討会議の中でこれ受けとれんといったような場合も当然それは想定されるというふうに思っております。

ただ何度も恐縮でございますけれども、私どもやっぱり姿勢としてはやっぱり両面をやっぱりきちっとやっていきたいと木造復元でも、議員のご質問を振り返ってみますと、これ遅れますとまた再度ずっと遅れていくといったようなことが本当にいいのかということもありますし、ずっと詰めてまいりましたので、両面を私として局長としてはしっかりやりながらですね、ご理解をちょうだいをしながらご審議がいただけるような環境を整えてまいりたいというふうに思っております。

浅井正仁(自民・中川区):最後にしますけれども、環境を整える。

観光文化交流局はずうっと頑張ると言ってきた、がんばる結果がこれだった。

僕も応援させてもらってね、跳ね出し工法も見直せとずっと言ってきて見直すと言っていた。3月1日にも市長に何でもいいで通してくれと。そこへ掛けてくれとお願いしてよくわからんけどもOKだったみたいな返事もらった1歩2歩も進んだのかなと思ってました。

環境と整えるはいいけどとりあえず本当に原因究明と文化庁さんに信頼できるその資料とりあえずは作っていただいて、いただきたいと。とりあえず今日はこここのとこで終わっておきます。

委員長 鈴木孝之(減税・天白区):田辺委員。

佐治所長:先ほどの私の答弁で部会が5つと答えてですね、4つです。浅井氏からの資料要求で昨日3月9日の文化庁に行った資料ということでございますがこれは文化庁のコメントということでよろしいですか。

浅井正仁(自民・中川区):はい結構です。

佐治所長:かしこまりました。

委員長 鈴木孝之(減税・天白区):他にはい。田辺委員。

田辺雄一(公明・千種区):少しこちらこの毀損の案件について教えていただきたいことがあります。

今浅井委員の質疑質問を通してそちらの御当局の答弁を聞きながらようやく私もこの重大性というものを改めて認識をさせていただきました。

正直一般市民にとってはですね、なおのことをどうのってどのぐらいの重要な事案だったのかということがわからないのかかわからないようにされているのか。

ちょっとその辺は定かではありませんが少し違和感があるので資料の要求も兼ねながらお尋ねをしたいと思えます。

3 のですね資料でいただいた資料の状況の文書最初のポツ1の文章を読んでさっぱりなんのこともわからなかったんですけれども、今、やりとりをお聞きしてなるほどと少しおぼろげにわかってきたこともございます。

先ほど来、原因究明、それから再発防止というふうに言われておりました。

そのやりとりの中でも違和感を感じたのは、間違いは明らかであるのになぜ原因究明だとか、再発防止のとかっていうのを取り立てていつてるのかっていうのはちょっと民間の会社にいた私としてはわからないんですよ。

再発防止っていうのはやるべきことをやれば再発はしない。

やるべきことをやってなかったときに起きたことの再発防止をやるべきことをやる以外ない。やるべき事をやったのに、何か間違いが起こったのであれば、新たな対策が必要になってくるんだけど、今回の場合はそのいずれにあたるのかっていうのをまず教えていただきたいと思います。

堀田室長：今回の事故につきまして、毀損につきましてはやるべきことがやられてなかったということが主な原因かと思えますけれど、再発防止策というところについてはそういったことがミステイクでおきかないような仕組み作りが必要であるというようなところで再発防止策を検討する必要性があったというようなことで、お話をさせていただいたというところでございます。

田辺雄一（公明・千種区）：はい、そうだと思います。とするならば、先ほど来のやりとりで一考もでてこなかったことはやはりやるべき事をやらなかった方の処分、やるべき事をやらなかった人が悪いんだ。それはどうなるんですか、これから。

松雄局長：確かにやるべき事をやらなかった人が悪いっていうのはあるかもしれませんがけれども、今私のもでそういう調査委員会を作って今ヒアリング等を行っているわけなんですけれども、本当にその個人の問題なのかと。やはり組織の中です、例えば石垣部部会っていうか学芸員を束ねているところとそれから実際に工事をやるセクションが、本当にしっかり状況を打ち合わせをしながら確実に今日こういう仕事があるから立ち会ってくださいねっていうようないわゆる本当にコミュニケーションがですね、組織として本当にやられてるのかやられてなかったのかといったこともこれからの再発防止策を考える上で極めてやっぱり重要だと思ってるもんもんですから、ここをまずしっかり明らかにしたいというふうに思っているところでございます。

個人の問題では私はないんじゃないかというふうに私も含めてですねというふうに思っているところでございます。

田辺雄一（公明・千種区）：何を局長が先に結論を出しておるんですか、これから調査するんでしょう。あなたは今ここで結論を出すことじゃないんじゃないの。

組織のせい、組織のせいとしているから、個人の責任が追及されないのが役所なんじゃないのかな、違う？今回ね誰か個人の責任を追及したときに、うそを、これまでじゃないじゃん、今までもそうやってきたじゃんって言う事じゃないんだよ。それはそれ。これはこれ。今回は文化庁が激怒するほど

大事な重大なことを起こしたということはそれを真摯にうけとめなくちゃいけなくて、個人の責任は個人の責任、組織の責任は組織の責任。こうであらねば組織はどんどん腐っていく。そういうものが先ほどのやり取りでありという全く見えなかったんだ。

ね、この案件だけじゃないと思うよ全てにおいてね、あるいはいろんなことにおいて貴方がたは全てあやふやにやってきてるんだろうけれども、それをもう1回見直すいい機会ではあるが、今回のこの件については誰がどこで本来すべき判断をしなかったのかということが明らかにすべきだと私は思う。それをしないで、市民の皆様にも申し訳ないだとか、国民の宝を傷ついたりだとか、そんなことは片腹痛いのであって、組織の責任組織の責任それは組織の責任ですよ。組織が産んだ個人のミステイクなんだ。

でもその個人のミステイクも、その人がいやこれはこうするべきなんだと法律に基づいてすることになっているのだということをなぜしなかったのかということは当然、問われるべきであってその個人の責任をどれだけ追求するかどうか組織の責任、これを勘案しなければならないのはわかる。しかし、個人の責任も最初から棚上げして、組織の責任だというふうにいる局長のお気持ちが全くわからないし、そんなことを市民にきちんと説明ができるのか、再発防止ができるのか。

組織が一步間違ったらまた同じことが起こるんじゃないか、どこかで個人が正しい判断をすることができなければならないんじゃないの。誰かを追求するというのは犯人探しをするということではなくて、個人レベルでも正しい判断をし得る仕組みを作らなければならないということに繋がるんじゃないと思うけれども、再び局長のご所見を求めます。

松雄局長：委員のおっしゃる通りだというふうに思います。

私もあの答弁が少し行き過ぎたというふうに思います。私今もう名古屋城に指示をしているわけなんですけども、いつ誰がどういう状況で打ち合わせをしたのかしなかったのか。

どういう判断をしたのかをまずあの正直に出してくれと。

あーそうしないと、全体像がわからんもんですから、そういう面では、誰という個人ですね。それがどういうなのかっていうことをやっぱり最初に出していただかないとわからないってこと本当にその通りだと思うもんですから、ただの個人だけの問題じゃないんじゃないかというようなことがやっぱりありますし、文化庁からもシステムをやっぱり考えてくださいというようなご指示もいただいておりますので、そういうような答弁をさせていただきました。申し訳ございませんでした。

田辺雄一(公明・千種区):今の役所の人っていうのはねやっぱり個人の責任も追及されるんですよ、裁判したってね。プールの排水溝の柵がなくて吸い込まれてお亡くなりになった、どういふの役職だったか忘れたけれどもその個人の責任まで追及される時代でしょう今や。文化庁だって、決してもう個人の責任追及しなくていいっていう話はないと思いますよ。

そういう勝手な解釈あまりよろしくないと思う。んで少しねこれ会派の中でも私説明する責任があるんで資料として出していただきたいのは3番。このポツ1非常にわかりにくい。

この1行目の外構工事として6番御蔵の表面地表面表示のための基礎工事を行っていたが掘削の深さ遺構面に達しないと判断したため、ね。判断したのは誰かわかんないけど結局達しなかったわけじゃないですか。深さが遺構面に達しないと判断したのは誰なのか、その判断は正しかったのか、学芸員に立ち会う要さないものとして、ところが今の話だと、要するに立ち会いが要されると立ち会いがなければならない。

ましてやそれが教育委員会の方の学芸員の立ち会いを要さなければならないのに要さないものとして、誰がそんなこと決めたんだと、掘削を行っていた。

その際云々というふうになってるんだけど、この2、4、5行に至る文章をもっと正確にどこでどういう間違いが起こったのかということがわかるような文章に書き直して資料として提出をしていただきたいと思います。

堀田室長:はい。文章精査して資料として提出させていただきます。

江上博之(共産・中川区):改めてもう一度聞きますけどね。

文化庁から言われた現状変更許可の件学芸員の立ち会いというときに教育委員会の学芸員その表現を改めて回答していただけませんか。

村木副所長:許可の条件として記されておりますのは施工に際しては、名古屋市文化財一定担当部局(埋蔵文化財担当)の立ち会いを求めることというふうになってございます。

江上博之(共産・中川区):そうすると施工するときは何においても文化教育委員会の学芸員が立ち会う必要がないといけないと。そういうふうに私には聞こえたんですけどもどうですか。

村木副所長:本来、掘削を伴う場合にはといいますか今回の現状変更に際しましては、学芸員が担当者学芸員の担当が常駐するというような許可条件というふうに理解しておるところでございます。

江上博之(共産・中川区):今施工と言われたんですよ、掘削とはねこういう遺構のどこですから、やった結果、何があるかということがわかって掘削ということはあるかもしれないけども、触ったことだけでね。それが掘削になるかわからないし何も関係ない事だったかもわからない

んだけれども、とにかく施工ときにはともかく業者がなんかやっているとときには必ず立ち会うという意味じゃないんですか。掘削という何か一定の条件があってそのときに立ち会ってという条件になっているんですか。

村木副所長: 今委員のおっしゃった通り、基本的には工事が行われている施工の間は立ち会うということだと思います。

江上博之(共産・中川区): そうするとこの間ずっと工事やってますよね。
たまたま今回こういうことが起きたんだけどこの間ずっと立ち会ってたんですか。

村木副所長: 今回の工事におきましては、立ち会い、最初にご説明申し上げたとおり、立ち会いを要するところと要さないというのが私どものところで判断をしてしまったというところがございましてそれでその時点で立ち会いをするものと判断したところにつきましては立ち会いをしておりまして、当日も毀損が起きたときにも別のところで立ち会いはしておったところがございます。

江上博之(共産・中川区): そうすると市の判断というのはどんな基準、どういう判断基準ですか。

堀田室長: 立ち会いを依頼するのは立ち会いを要する基準というのは遺構面に達するような深い掘削を行う場合には特に立ち会いをお願いするというような形で、やってまいりました。

江上博之(共産・中川区): 要はね遺構面に達するということがありうるということが条件が立ち会いたと、遺構面とはわかってなかったっていう今回、遺構面が分つたら立ち会いしとつた、だけど遺構面がわかってなくて現に遺構をやっちゃってるわけだわ。てことはそもそも全然わからないのにとこで遺構面なんていう判断基準をすること自体がおかしいということが今回証明されてしまったんじゃない。

村木副所長: 今回のところに関して申しますと2回にわたって試掘というか試し掘りを行っておりましてそのデータに基づいて設計したというところがございまして、それを信じてしまったというところが過失であったのか、問題だったのかと思っております。

江上博之(共産・中川区): そうすると一定の判断で試し掘りを行ったということでねこれは遺構ではないとしたと。次に文化財保護室の学芸員なのか、あるいは調査研究センターの学芸員なのか、その判断基準はどういうふうにしてたんですか。節目の節目とか先ほど言われたけども。

村木副所長：名古屋城自体に学芸員の体制がございますので基本的に日々立ち会うのは名古屋城の職員と、重要なところですかあるいは工事の局面がかわるところ、そういったところで文化財保護室などの担当学芸員が立ち会いに来たというところでございます。

江上博之（共産・中川区）：それは教育委員会の文化財保護室が皆さんに指示をするということになる理屈上ね、文化庁がそう言っているから文化財保護室があんたたちの学芸員がちゃんとおると、あんたどこでちゃんとやりなさいと保護室の方が指示をしたからそうやってるという理解ですか。

村木副所長：指示を受けてというよりは日々の役割分担の中でそのように慣例的にしてきたという面が強いのかというふうに思っております。

江上博之（共産・中川区）：そうすると正確にはやはり文化財保護室が事実上か別にしても保護室が理解していると、理解していたということでもいいわけですね。

村木副所長：役割分担の認識につきましては、文化財保護室と共通であるというふうに私どもは考えております。

江上博之（共産・中川区）：そうすると学芸員は何をしてたんです、この時間。
この3月2日の午前中は補正予算、ちょうどこの施設の繰越の総括質疑をしていました。午後なんですね。5人かな、みえる学芸員が、その方々どうしてたかっていうことはそれぞれもうわかってるわけですか、この時間帯に。

村木副所長：こちらの現場の担当といたしまして2人職員が学芸職員をあてておりましたのでその2人の職員につきましてはこの時間何をしてたかっていうところは把握しているところでございます。

江上博之（共産・中川区）：二人は担当していたけれども、施工箇所が二つ以上あったっていうことになるわけですか。敷地の中のここで2人あるんだけど、あっちもこっちもあつたて、この部分での立ち会いをしてなかったとそういう理解で。

村木副所長：同時に掘削しとったというわけではございませんで、掘削をしてその後は記録を取るという作業もございますので、掘削に立ち会う職員、その時点でその時点で二人とも記録をとっておったというところで掘削はその時点では、立ち会いの方はその時点ではしておらなかったということだと思えます。

江上博之(共産・中川区): そうしますと市としては遺構面の掘削ではないと。だからまだ記録の方で仕事があるので学芸員はそこでやっていたと。としたらことが起きたとそういうことになると思います。次にね業者の話を私が聞きたいのはこれ石列というのは、80メートルぐらいあるうちの60メートルぐらいを掘っちゃったという事実でしょうか。

堀田室長: 石列でございますが約37メートルぐらいございましてその3分の2を毀損したということでございますので残っておるのは3分の1の10メートル分ちょっとというところでございます。

江上博之(共産・中川区): 失礼しました80メートルではなくて37メートルで3分の2、これはあったようですけども、そうすると27メートルほどやったということになると思うんですね。普通ねユンボーというものでやっていたようです。これねユンボーでやっていたら、石に当たればガツンとか、何か反応があるわけで、普通そこで止まりますよね。何故止まらんといいってたんですか。業者は何故止まらんといいってたのか。

堀田室長: 仔細には今後の調査を待たなければいけないと思いますが、現在聞いているところによりますと、まず私ども発注者側から遺構の具体的な情報を業者に示していなかったというところがございますので石が出てきたときにそれが遺構だというふうな認識を持てなかったというようなふうに言っているところがございます。

江上博之(共産・中川区): あのね、ここ特別史跡なんですよ。普通の工事現場でもね、あの一切何にも関係ないところでも突然、歴史的な埋蔵物が出てくるということがあるんです。そういうときに工事業者は変なものがありましたねと普通相談しますよ。普通何も無い何の指示もないところでも。ところがここは特別史跡なんだから、何が何でもおかしくないという認識でなくちゃいけない場所なんですよ。そこでコツンとしたんですよ。それでもなぜしないのかを僕はそんな説明では成り立たんと思いますがどうですか。

堀田室長: 確かに特別史跡のなかでございますので私どもとしては石が当たったときに立ち止まってこういったことがあったということで直ちに報告いただきかけたというところがございます。

江上博之(共産・中川区): 余裕ありますよね。

佐治所長: 確かにですね、業者の方に特別史跡内での工事であるというのは一般論、これはもちろん伝えてありました。ただ具体的に例えば昔のその図面を示すとか、どこに石列がある

とか、可能性を示す資料を渡すことがなかったことから業者としてはそういった認識はなくてですね掘ってしまったんでないかとそういうふうに聞いているところでございます。

江上博之(共産・中川区):この毀損事故についてはもう1問だけで終わりますけども。コツンで終わらずに、27メートルいってるんですよ。コツンで終わらずに、コツンコツンが重なるわけでしょうねこれ。石列ですからずっと続いているわけないやるとんびに当たるわけだから27メートルまで行っちゃった、でねその普通をまたコツンで終わってまた触った。全部掘り返しちゃたんでしょ。どこで全部どっか一か所に置きちゃたっていうのが事実なわけですか。

堀田室長:掘り上げてしまった石をまとめて置いてあるという状態でございます。

江上博之(共産・中川区):だからはっきりいってね、全く理解できない。全く理解できない。復元するも本当に不可能でしょう。僕は努力は当然されるとは思いますが、だいたいあの石垣でもナンバーをつけてねどこをつけてやっている我々が全然訳わからないけれども専門家の方はわかるしかし、番号全然付けてないわけだからね。ことだけで言うといかに学芸員の方と業者の方との意思疎通がなかったかと。これに尽きるなということは現時点では申し上げておきます。この点については以上とさせていただきます。

中川貴元(自民・東区):少し話題を変えつつ関連ね、お城。ね局長
こら自民党の中でもこの城についてはいろいろな意見があった。
いろいろな意見があった中でしかしながら、わが自由民主党は決めては応援はする、そういう政党だわね。で今日まで、このお城についても応援をさせていただいてきた。がゆえにこういう問題が起こるとね、なんなんだと、なんでこんな甘いんだと、何をやってるんだとこういうことに思うのは、これは、そういう思いを抱く。
だからといって、これを延々とどうしてこうなったんだ、誰が悪かったんだでずっとこの話をしとったって、このものは未来永劫この話は終わらないですよ。じゃこれもお城の整備も全部やめるのかと。
言ったってやれんでしょう。やるんだわ。
そうすると、これは二度としちゃいけないこういうこと。二度としちゃいけない。そういう猛省のもとに皆さんは前を向いてでもやっていかなきゃいけないわけですよ。
まあね、まあ一遍局長この決意、どうするんだというのに今その毀損届をいつにするのか。
そしてこの当面の対応にある再発防止も年度内に出す問題出すわけね。年度内ね。
そういったことにも触れつつ、まあ一遍ですよ。これ決意だけをちょっと言ってもらえませんか。

松雄局長:今回の事件については本当に心の底から申し訳ないというふうに思っております。

猛省どころかですね。んーん。ちょっと言葉を失うぐらいに本当に申し訳ないというふうに思っております、二度と起こしてはいけないというふうには思っております。

そのためには少し遠回りになるかもしれませんが、もう一回なぜ我々が国民の歴史で財産である特別史跡を管理させていただいているのかと文化庁から。というその原点に向かい戻りながら、我々この職員一同、そここのところをしっかりと把握しながらですね。

取り組んでまいりたいというふうに思っております。

必ず3月末にはその原因とそれから再発防止策をまとめて出直したいというふうに思っております。

中川貴元(自民・東区):今決意を聞いたところで少しお城関連で話題を変えたいと思いたす
がいいですか。

そしたら金シャチ横丁の第二期整備調査について少しお尋ねをしたいと思いたすが、

これはまず、お正月に確か新聞紙上に博物館テーマパークにということで大きく取り上げられたというふうに思いたすが、まず、これは今回の2000万というのはこの歴史博物館仮称なのかわかりませんが、このテーマパークこれをやっていると、こういうことでよろしいんでしょうか。

佐治所長:今回調査費2000万を利用しているところでございます。

このうちの1000万ですね、名古屋城の収蔵品であるとか金鯨、市内に残る太刀や名古屋城の歴史であるとか、現在の名古屋城の藩政、藩主、庶民の暮らしなど尾張名古屋の近世武家文化につきまして展示を行い展示施設につきましては広域的な誠心誠意調査等を行おうとしておりまして、このことを予定しているところでございます。

中川貴元(自民・東区):ちょっとよく分かりづらかったので。もう1回、もう1回質問に立ち返ると、この2000万はまず歴史博物館のことを指してこれを進めていくということなのか、これが一点。

それから今答弁をされた2000万の内訳ですか、それ内訳についてももう少し細かくわかりやすく説明してください。

佐治所長:失礼しました。元旦の中日新聞に載った歴史的な文化テーマパークと書いてありますが、この構想作りを始めるための予算でございます。

その中で、ちょっとお待ちくださいね。この1000万でございますが今現在ですね名古屋城の方で収蔵しております展示品のデータベースを作るとかあと名古屋市の公的な施設の調査ですとか。

中川貴元(自民・東区):ゆっくり喋ってくれ。

佐治所長: 名古屋城の収蔵資料の整理。データベース化をおこなうところでございます。
それから先制事項となっています他の博物館等の広域的な事例調査を行うこととしております。さらに名古屋城の入場者数の年間どのように増加していくかというその寄与度の調査ですとかでありますとかいうところもどんな施設を入れていくかということでそういったことが調査をやっていきたいということで一緒にお願いしているところでございます。14930

中川貴元(自民・東区): これ 2000 万でしょう。
僕の聞き方がちょっとよくわからんのか、何が 1000 万円が何で 1000 万円が何でその文化的な物のは何を入れていくのか、あるいは産業的なものは何を入れたいのかあるいはその生活様式だったものも入れていくのか、そういったことをわかりやすく説明していただけませんか。それで、それはそれらは今おぼろげながら皆さんが今考えていることかもしれません。そういったおぼろげながら考えていることを基本構想を多分作っていきたいとこういことなんだろうけれどもそれに対して 2000 万を作っていくということが言いたいんだろうけどもよく伝わってこないの、もうちょっとわかりやすく言っていただけますか。ゆっくりね所長。

佐治所長: 失礼しました。2000 万のうちの残りの 1000 万でございますが、こちらの方ですね、金シャチ横丁の東一角に土地がございますが、そちらに予定しております芝居小屋等多目的施設、こちらの設計に入る前の段階の調査、これを予定しているところでございます。ここでは江戸期の踊りがあったりとか歌であったりとか落語、講談とかそういった市民の文化がそこでそのまま演じられるような芝居小屋とかそのまま指導というかそういったものをその中で調査していきたいというところでございます。

中川貴元(自民・東区): やっぱよくわからんのですけど。
うん。その 1000 万は 1000 万は芝居小屋関連、1000 万は何なんですか。
ちょっとわかりやすく説明してもらえんですか。

松雄局長: 予算に 2000 万をいただいております。
1000 万が所長申し上げましたように、芝居小屋、多目的利用施設、芝居小屋のその構想を練るための費用が 1000 万、もう 1000 万のところについては今議員がおっしゃられたようにやっぱり名古屋城の歴史、あるいは江戸時代の藩政、藩主の暮らし、庶民の暮らしと言ったような、名古屋城を取り巻くその歴史の博物館のような本物の歴史に出会うようなものをぜひ作りたいというふうに思っております、いきなり構想というわけにはいかんもんですから例えば他都市の事例を調査したりとかですね。名古屋城にどういう収蔵施設、資料があるのかといった基礎的な調査をまずさせていただきたいとそれのために 1000 万を使わせていただきたいということでございます。

中川貴元(自民・東区):それを今後ね、どういうスケジュール感で進めていくのか。
先ほど議論があった天守閣については28年の10月ですか、ある一定の目標としていくんだというお話もありましたが、それに合わせてこの歴史博物館もスケジュールをお尻を決めて進めていくことになるのか、どういうそのスケジュール感。
あるいはどういう手順で進めていくのか、その辺について教えてください。

佐治所長:まだ現時点ですね長期的なその具体的なスケジュールをもっているわけですが、今までのイメージといたしましてですね、基本構想の策定につきまして来年度から含めて3年間の予定してるところでございます。
その手順としましては、基本計画の策定というのは約2年ほど。それで順調にいきまして設計で2年程度、工事で2年程度そんなイメージを持っているところでございます。
その他足しこんでいきますと完成時期が平成28年、すいませんと2028年になるということでございまして、これは偶然天守閣の竣工時期であります28年度と一致しているところでございますが、これは合わせるという発想ではなくて主にはこの天守閣は積み上げたところの結果2028年のところがあそこにそういったところが想定してあるというふうなところでございます。

中川貴元(自民・東区):ちょっと聞き漏らしたのかもしれないので、もう一遍確認ですけど、策定に3年で基本計画の策定に基本構想の策定に3年。基本計画の策定に2年。設計に2年。その後は言われたかね。それたすと足りないんだけど。

佐治所長:設計に2年その後の工事に2年でございます。

中川貴元(自民・東区):いや、5年だがね。

松雄局長:ちょっとの整理をさせていただきたいと思っておりますけども一応私どもの構想としまして、基本構想に3年ぐらいかかるだろうというふうに思っておりますその後基本計画に2年、それから設計2年。それから工事に2年。
そうしますと、たまたま2028年についてということになりますけれども実はあの土地がですね、国の土地でございますので、この土地をどうするかにつきましては総務局の方であの国との交渉やりながらやっておりますので、本当にこういうふうに行くかどうかはちょっと別でございますけれども、今後ようなスケジュール感で思っております。

中川貴元(自民・東区):それからわかりました。これたまたまにしてもねんと逆算すると足していくと2028年なのでぜひ同時期と一緒にやっていただけると非常に大きな観光資源になるの

で頑張ってもらいたいですね。それからちょっと話戻りますけど、さっきの1000万1000万の話に戻りますけどね。

その歴史や生活様式を見せていくということですが、それが1000万円それから芝居後はその多目的利用のところの1000万というところですが、それぞれお尋ねをしたいですけれどもあるいは包括的にもお尋ねしますが、皆さんも多分あの東京の正式名称を忘れましたが、江戸博物館だったかな。大変素晴らしい博物館でとても見応えのある入るといきなり日本橋があつてずっと行くね。

多分大部分の委員の先生方も視察等で行かれたことがあると思いますがそこは東京都ですが、財団かなんかでやってたのかな、非常に多くの収蔵品がある。

名古屋には徳川美術館さんがあったり、あるいは建中寺さん徳川ゆかりの施設もそれなりにはあるものの、しかしながらその収蔵品の数で言ったらですね、なかなかその大江戸博物館には及ばないと思われますが、こういったその例えばですけども、江戸博物館も一つの視野に入れてね提携をしていくとか、あるいは連携をとっていくとか、まずそういうことを僕は考えた方がいいと思いますが、それについてはどうかという点。

それからもう一つ芝居小屋については、単なる芝居小屋ではなくて名古屋市にもその山車文化が根づいているわけですね。

そうしたその山車文化を工夫の仕方ですけどもね。今名古屋市内に山車いくつあったかなあ。幾つかあるね、そういったものを例えばその交代でもいいので名古屋城にいらっしゃる方たちにね見ていただけるような工夫をするとか、まだその基本構想の段階ではないですけどもしかし、その役所は役所。事務方としての夢だとかね、こういうふうにした方がいいというのがあるはずですから、その辺についてもう少し具体的に今の考え方をお示ししていただけませんか。

佐治所長：私も江戸東京博物館の視察に行つてまいりました。

これは個人的な日でございます。

今後いろんな有識者の意見を聞きながらいろいろ決めていくことだと思いますが、江戸博物館に対しまして尾張藩の江戸博物館みたいなものを造っていければいいなって考えているところでございます。

名古屋市に収蔵品がございますがやっぱり少ない部分がございますので、江戸東京博物館それから徳川美術館なんかとも連携しながら収蔵品をお互いに譲りあうとかそういった形で展示物の充実というか、そういったことも考えていきたいということに考えているところでございます。

また委員からご指摘いただきました山車の文化、山車の文化という博物館に交代して展示するというそういったことにつきましては今後考えていけないというふうを考えてるわけないと考えているところでございます。

また、その山車のなかにはからくりみたいものがございますので、そのからくりがこの地域のもの源流であるということがございますので、今後尾張藩だけに限らずですね、広くモノづくりの文化につきましては楽しめるようなコンセプト作りをしていきたいなというふうに考えているところでございます。

中川貴元(自民・東区): 繰り返しになるのかもしれませんが、江戸博物館とも連携とっていただけですか。

松雄局長: 江戸東京博物館は徳川の宗家私どもご三家筆頭ということだもんですから当然にやっぱり総家等をやっぱり徳川の尾張藩がですねという関係なのかっていうのは非常に歴史的には面白いところだもんですから。これはやっぱり連携をさせていただきたいというふうに思っております。所長答弁いたしましたように、徳川美術館それか蓬左文庫それから林政研究所ということがありますので、上手にやっぱり住み分けをしながら本物の歴史がここで学べるようなものを作ってまいりたいというふうに思っています。

中川貴元(自民・東区): それから先ほど国との土地の調整の話がされましたが、今の金シャチ横丁の南側のところね、あそこがいま東海農政局ですね。ここの、これも、委員会で質問させていただいてますけれども。ここの調整は今どのように国と計ってますからぜひね、ここにこそ歴史博物館をこの入り口のところにぜひ作っていただきたいなというふうに思いますけれども国との調整が今どのような形になってるのかちょっとお答えください。

佐治所長: 具体的に申し上げますと東海財務局がありますとか、中部地方整備局の方に金シャチ横丁の構想を示しまして今後庁舎の改修の関係で東海郵政局が入っております。名古屋農林総合庁舎が移転するというような話も聞いておりますので、その早期移転につきましては市の要望書を出してきているところでございます。また今年に入りましてですねその取得に向けて調整を始めたいということもございまして、そういった形で要望書だしてございまして、その協議を事務的に始めているという状況でございます。

中川貴元(自民・東区): ちょっと所長は早口でようわからんのだけど。委員長すいません。二つ目の要望書を出されてるの。もう1回ごめんなさい何と何の要望書でどこへ出しとるんですか。

佐治所長: まずですね、7月10日に中部地方整備局長の方に東海農政局の早期移転に関する要望書を出しているところでございます。それから、令和2年1月6日にですね東海財務局と中部地方整備局局長にお2人ですね。

今後国有地取得にむけた協議をお願いの文書を出したというところでございます。

中川貴元(自民・東区): そうすると今の中部経済産業総合庁舎か、あそこが建て直しをする。そしてそこに東海農政局に入っただけると上手いことを今の金シャチの南側が空くということでしょうか。それを要望とこういう理解でいいですか。

佐治所長: 言葉足らずでした。令和2年度ですね中部産業総合庁舎の建てかえがございまして、その建て替えの際に東海農政局にそこに入っただけということでございます。そうすると東海農政局の土地が相当空きますのでそこを取得させていただきというのもございまして。

中川貴元(自民・東区): それはその国の方からはなんという答弁をもらってますか。

佐治所長: 1月に要望いたしましたですね、国の方からは協力をしていくというふうに私はお話を伺っているところでございます。

中川貴元(自民・東区): 国の方からは前向きに今の土地を空けますよとこういってお答えをいただいておりますということですね。

佐治所長: 今後も国有地の取得に向けまして、国と協議を進めていくところを確認しているところでございます。

中川貴元(自民・東区): はいはいありがとうございます。

議長: 関連でいいですか。

江上博之(共産・中川区): 今回の金シャチ横丁ですけどね。

1000万円で広域的な先進事例調査等々を行ってこれからテーマをして作ると、それは現天守の収蔵施設を入れるという施設になるわけですか。

堀田室長: 現天守の施設の収蔵資料のうち、重要文化財等の資料につきましては先ほど来問題になっておりました展示施設の方に収蔵するということになっておりました、それ以外の資料については今、今後の検討していきます金シャチ横丁内の展示施設に収蔵できるのではないかとということで資料の調査を来年度にはするということでございます。

江上博之(共産・中川区):もう一回確認しますが、現天守の中、小天守と大天守と両方あると思いますが、それを重要文化財、今作ってる施設と、今回考えている施設、その2つに分けて収蔵しようという考え方ということによろしいですか。

堀田室長:委員のおっしゃる通りでございます。

江上博之(共産・中川区):そうしますと以前、基本設計等という形で現天守の中にあるものについて、仮設仮収蔵施設だったかな、そういうものを造るということで設計費が出てるんですけどそれはどういうふうになっちゃったんでしょうか。

荒井主幹:議員ご指摘の通り、平成29年に仮収蔵庫の設計業務として行ったことは事実でございます。仮収蔵庫の新設というものはですね。

技術提案書の中に記載しております内容でございますまして天守閣木造復元事業を進めるために必要な収蔵物の保管場所を確保するために施設として、新設する予定でございました。でありましたが、コスト縮減を行うことも含めまして、市所有の他の施設を利用して保管場所を確保するという方針に変えたということでございますので、我々としてはそういうふうを考えておりますので、設計図の作成まではいたしました。ですが施設する工事までは行ってないという状況でございます。

江上博之(共産・中川区):その基本設計等は設計図までは作るという予算であって、あの建物まで造るという予算まで入ってたんですか。

荒井主幹:工事を行う予算は入っておりません。

江上博之(共産・中川区):そうすると今、仮設の施設を辞めて新たに市がある施設を利用すると、それ何時決めたんですか。

荒井主幹:仮収蔵庫の工事費を30年の6月度補正予算で上げるということで検討しておりますがその段階におきまして、やはりその仮収蔵庫の建設費だけでもかなり費用がかかるものですので、そういったところで一度検討した方がいいんじゃないかということで内部検討をいたしまして、当然技術提案書の中にある内容でございますので、竹中工務店とも相談させていただきまして、そういった結論に至ったということでございます。

江上博之(共産・中川区):基本設計のときの費用っていうのは名古屋城天守閣特別会計。今回の金シャチは一般会計ですよ。

そしてこれから一般会計で保全部、現天守に入っているもの施設、そちらに入れるとそういう計画にしていってことなんですか。

堀田室長：金シャチ横丁の展示施設を検討する中でその中に入れていくことで一般会計のでつくる金シャチ横丁の展示施設の中に入れていくという考え方でございます。

江上博之（共産・中川区）：皆さんがやるというからお聞きしたんだけど私自身はそもそも現天守のところから持ってくること自体がね、おかしいと思ってますから私の意見としてはそんなおかしいよということは言うておきますけれども。

それですね、お聞きしたいのは、2028年10月までの工程で提案することしかないと言ってみえるんだからこの工程表を私は資料でお出ししてもらいたいと思いますがいかがですか。

堀田室長：国有地の取得の関係もございませうけれどもそういった作業の工程表ということでお出ししたいと思います。

江上博之（共産・中川区）：この工程表というのがこれまでA3で丁寧なものがありました。いつ現状変更許可予定しているとかそういうものも含めて出されるという理解でよろしいですか。

蜂矢主幹：いま委員からご要望のありました工程表というのは天守閣木造復元の工程表でよろしかったでしょうか。

江上博之（共産・中川区）：はいそうです。

蜂矢主幹：工程表につきましては、今月末の全体整備検討会議の方でまずお諮りをして手順工程についてご有効議論いただきたいと考えておりますので現時点ではちょっと提出することは控えさせていただきたいと思います。

江上博之（共産・中川区）：そうしますと全体整備計画のことは当然重んじなくちゃいけないから、議会も重んじてもらわなくちゃいけないんでその兼ね合いでの皆さんのところの範囲で出せるもの、出せる範囲だから前から出してみるような工程表とまでは言いませんけれども、一応こういう考え方からこういう延びるんだということがわかるような資料で出していただきたいんですがいかがですか。

蜂矢主幹：工程表等という形では難しいかもしれませんが、全体の組み立てのイメージ図のようなもので提示させていただきます。

江上博之（共産・中川区）：それからですね。こうなってくると改めて技術提案交渉方式なんだってかかっていう議論になってきちゃうんです。

技術提案交渉方式っていうのが、当時4年間しか期間がないと、だからもうこれ急いでやるしかないと高くなるかもしれないと金額がね505億円というお金が出てきたのも、現に技術提案交渉方式の話をされたときには220億から400億と現に言ってみえた。私はそういうふうに理解しておるんですが、そういう点では技術提案交渉方式そのものの見直しがここでは求める必要があるんじゃないかとそういう議論の検討があるんじゃないかと思いますがそこら辺検討材料としてあったんでしょうかどうでしょうか。

荒井主幹: 今回木造復元ということで契約方式を技術提案交渉方式ということで採用させていただいております。当初ですね、それを採用した理由としましては劣化した石垣や既存のケーソン基礎の取り扱いなど様々な課題があり仕様の確定が困難であるということ、さらに特別史跡内の特別史跡内で大規模な木造建築物を復元する工事であるため類をみないような大規模なものということもありまして最もすぐれた技術提案によらなければ工事目的の達成が難しいということで今回のその技術提案交渉方式を採用させていただいております。そういったところから今、現在においてもその採用理由というのは変わっていないというふうに我々は判断しているところでございます。

江上博之(共産・中川区): そうしましたらね、ちょうど2015年の9月に市長は9月議会で提案をされ、そのときの議会に技術提案交渉方式というのはこんなもんですよという資料を提出されたと思うんですね。

そのとき今言われたことも確か入ってたと思いますが、それ以外の4年の工期だとかデメリット問題なんかもあって、そういうものがあったと思いますが、そういう点ではそのときの資料を改めて出していただくことできませんか。

荒井主幹: 出させていただきます。

佐治所長: 最初先ほど江上委員の方から工程のわかる資料という要求がございました。河村市長も申しましたが、今現在市長とわれわれ事務方の方の間で工程がすりよっていないという状況でございますので今の段階ではお渡しする資料がございません。またあの全体制整備検討会議でお諮りしましたら議員の方にも個別にご説明にあがりたいと考えておりますのでご理解いただきたいと思っております。

江上博之(共産・中川区): なぜそれ気にするかというね。

これしか唯一ありませんという答弁だとかあったと思うんですね。

市の中でまだ議論がなっていないわけだから、あまり唯一とかそういう表現を使っちゃうとやっぱりこれしかないんだったらそれ出してよとなちゃいますよ。

今いろいろ検討してますよ検討するから確定するまで待ってよっていうのであればそれは一つそうかなと思うところもないけどそこら辺がね、やっぱり考え方っていうか答弁の仕方とか。どうも前に行っているのか纏めようとしているのかわからんところがあるので、聞いたらもっとわからなくなっちゃう。それね僕はあの市の責任としてね、きちっとやっていただきたいということで改めてそれを申し上げておきます。お城のことは以上にしておきますが。

赤松てつじ(民主・区): はい、名古屋市そのもののお話ではないんですけども予算に計上されております名古屋城を核とした魅力向上推進事業について2点伺いをしたいと思います。

今回の予算についての個人質問にも取り上げられました熱田御殿、東浜御殿についてなんですけれども、質問の中にもございました通り、これマスコミにも一緒に取り上げられてですね、地元熱田区の方でも、非常に町興しの気運が高まっていると3Dの復元図等が含めてですね公開されているというところがございます。またこの名古屋城本丸御殿に非常に関係があるという家光が共に宿泊した施設であるというところがございます。

もちろん地元のですねこの町興しの気運っていうのをしっかりとフォローしていかなくちゃいけないっていうのはもちろんなんですけど、ともにこれだけ関係性のある施設であるわけですからしっかりと本丸御殿また東山御殿関連付けてですね歴史的なストーリーを中心とした魅力として発信していくべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

服部主幹: 熱田御殿、東浜御殿に関しましては、地元での気運の高まりといったことはマスコミとの報道も含めて承知しておるところでございます。委員ご指摘の通りですね三代将軍家光が名古屋城本丸御殿にも東浜御殿にも宿泊されたこと、そういった繋がりがもございますことから、名古屋城を核とした魅力の発信という点では重要な要素であると考えているところがございますので、引き続き情報収集等に努めながらですね双方の魅力発信に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

赤松てつじ(民主・中川区): ありがとうございます。

この熱田御殿、東山御殿非常に貴重なですね財産ではあるんですけどもまだまだ地元の方以外のご認識というのは薄いかなと思っております。

しっかりとこれ地元と本丸御殿ということで関連付けてですね、皆様に関心を持っていただけるように引き続き知恵を絞っていただくようにご要望させていただきます。

もう一点、今年度名古屋城内でも行われた伺っているんですけども、搭乗型支援ロボット公道走行社会実験について、伺いたいと思います。

これ移動支援ロボットということでセグウェイかトヨタのウイングレットなどのロボットについて観光文化交流局として、継続をしてですね走行社会実験というのを行われてきたかと思うん

ですけれども、これまでの行ってきた取り組みの状況というのは一度教えていただきたいと思っています。

服部主幹:ご質問の搭乗型移動支援ロボットの走行社会実験につきましてはですね、平成29年度から、名古屋学院大学はじめ、地域の皆様のご協力等によりましてですね本市初の公道における走行社会実験を実施して以来ですね継続して取り組んでいるところでございます。

平成29年度にはですね地下鉄日比野駅周辺から国際会議場などの公道、それから国際会議場の敷地内において走行の社会実験を行いました。

翌30年度には走行ルート延伸をいたしまして公道の区間を邁進したいとかですね。

国際会議場の敷地内を抜けまして、白鳥公園内を走行いたしまして白鳥公園までの区間によって走行社会実験を実施いたしました。

また、今年度におきましてはですねご委員のご指摘通り、本市初でございますけれども特別史跡に名古屋城内の二の丸庭園を中心に走行の社会実験取り組んでまいったところでございます。

赤松てつじ(民主・中川区):ご答弁ありがとうございました。

29年から今年度まで3年間取り組まれたということでございます。公道での社会実験というのはいろんな制約もあってですね非常に安全管理という視点が欠かせないと思っているんですけれども、これまで公道社会実験にあたってどういった安全管理対策を講じられてきたんでしょうか。

服部主幹:走行の社会実験に当たりましては、議員ご指摘の通りですね。

安全対策はもっとも重要な視点であると認識いたしております。

具体的には搭乗型移動支援ロボットの走行に際しまして走行は縦1列の隊列を組みまして、先頭と最後尾のインストラクターが搭乗いたしまして、また隊列の脇にはですね歩行の補助員も同行いたしております。

それから走行自体の安全性の確保につきましてはですね特に公道は道路が交わる箇所につきましてはさらに保安の要員を配置するなど他の車両や歩行者との交錯を未然に防ぐというような対策を施して社会実験を行っているところでございます。

赤松てつじ(民主・中川区):よくわかりました。車また自転車歩行者、本当に多くの観光客の方がいらっしゃる中で安全対策は万全に行っていたいただきたいと思っています。引き続き続けていただきたいと思うわけですが、しっかりとこの公道実験については、他都市もですね執り行っているということでその事例も参考にさせていただきながら行っていただきたいと思うん

ですが、来年度の社会実験の予定と、あともしあればどんなようなルートで想定されているのか教えてください。

服部主幹：搭乗型移動支援ロボット等の来年度の走行社会実験につきましてはですね今年度の名古屋城内での走行社会実験を実施いたしましたことを踏まえましてですね引き続き名古屋城中心にですね、走行社会実験にふさわしいルートってのを設定して行ってまいりたいと、現在のところ考えております。

赤松てつじ(民主・中川区)：引き続き名古屋城の中でも検討されているということで、それ自体はもうそのまま進めたいと思うんですけどもせっかく名古屋城を中心にとということでご検討されてるということであれば外周の公道に関してももし可能ならば実施をしていただきたいと思います。

ただこの関係各所から許可を取らなくちゃいけないってことでございます。

愛知県警また公道となると緑政土木等も関係してくるかと思うんですけども。

これ一度早期にご確認いただいて名古屋城の外も中もルートとしてご検討いただける社会実験としてご検討いただけたらと思うんですけどもいかがでしょうか。

服部主幹：委員ご提案ご指摘の通りですね様々な公道で社会実験というのは課題がございますけれども、名古屋城内外の外のルートも含めましてですね関係各所と早期に協議を行いまして、走行社会実験にふさわしいルートを早めに設定いたしまして引き続き社会実験取り組んでまいりたいと考えておりますのでご理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

赤松てつじ(民主・中川区)：承知しました。引き続きよろしく願いいたします。以上です。

前田えみ子(無会・瑞穂区)：昨年の6月ですけども6月の本会議で改善を提案しました名古屋城正門前の市バスのバス停ですけども完成のための予算はどこに計上されているのでしょうか。

大野室長：名古屋城正門前の市バスの停留所でございますけれども、民間事業者と交通局が連携して、民間事業者による費用負担のもと順次広告付きの停留所に更新されるものというふうに伺っております。したがって、当局もこの予算案の中ではあの整備費用というのは計上されてはおりません。

前田えみ子(無会・瑞穂区)：広告付きの停留所というのは、本会議場で法案の本会議で答弁されたような名古屋城の雰囲気にもふさわしい停留所になるのでしょうか。

大野室長：現在ですね交通局とそれから民間事業者と名古屋城の景観に十分配慮した指定として整備されるように調整をしておるところでございますのでご理解賜りたいと存じます。

前田えみ子(無会・瑞穂区)：いつできるのでしょうか。

大野室長：これにつきましては交通局の方からですね令和2年度中に新たな停留場に更新をする方向で今調整を進めているというふうに伺っているところでございます。

前田えみ子(無会・瑞穂区)：わかりました。

名古屋城正門前の景観が1日も早く、名古屋城の雰囲気になさわしいものになるよう早急に進めていただくことを要望いたします。よろしくお願いいたします。